

湖北

1991. DEC⇒No. 5

明治学院大学自動車部OB会

目次

会 上

OB会長あいさつ2

現状報告（現役）3

OB名簿4

現役住所録38

OB会々則42

編集後記47

湖北第5号発刊にあたり

土 倉 弘

はやいもので昭和30年に「学生生活の青春の思い出に」と9名の3年生が集まってスタートした自動車部も、35年になるという。一期生が社会に出て今年が35年にあたるともいう。振り返って感慨無量の思い出にかられるのも、小生ひとりではないでしょう。

この度、湖北第5号をOBの皆様にお届けできることになり、これも学院、部長、顧問の先生、湖北寮の関係者、OBの方々のひとかたならないご支援とご協力、そして各年代の部員諸君の並々ならない努力によるものと深く感謝申し上げます。

さて発足当時の自動車部は免許保持者が2名、部車の第一号車は部員のアルバイトで漸く入手した1936年式ビュイック・ロードスターでした。三越の社長も愛用していたという高級車です。その後、小生はビュイックを輸入していたヤナセへ入社し35年を経過したいま、因縁浅からぬ「絆」を感じるのです。ヤナセにはOBが12名入社して現在8名が在籍しております。ほかでもありますように、ここでも綿々と各年代の絆が生きております。学院卒は72名が在籍しており、幾重もの厚い地層をつくっております。

自動車好きも性能が良くなった分、ドライビング・テクニックはむしろ低下し、昨今は安全第一の走りを楽しみながら、この「絆」こそが自分をつくってきたのであり後のものに残すのも絆。今後共現役部員の努力とOBの方々のご指導をお願い致したいと思います。

自動車部の現状

91年度より、学生自動車連盟も JAF 登録団体となり、スピード競技での選手への国内 B 級ライセンスの所持が義務づけられ、また、車両に関しても JAF 国内競技車両規則のスラローム C 車両の規定が適用されるようになりました。かねてより排気量のクラス分けがないと問題になっていましたが、クラス統一にむけて動き始め、これまでのような、学生だからということで許されることがなくなり経済的にも負担を強いられ、レギュレーションに車をあわせるため見慣れない競技規則を睨みながら整備を行う日々もありましたが、学生の自動車競技もスポーツである以上、特別扱いされるのではなく、同じ条件で行われるべきだと思います。車検落ちやライセンスの不携帯による失格といった多少の混乱も見られますが、こういった動きは遅かれ早かれ起こることであり、学生モータースポーツの発展には必要なことでしょう。また、これにより車両の格差が減れば上位校の編成がなされるでしょうから、現在成績が低迷していますが、これを機会に、上位に入れるよう努力していくつもりです。

「明治学院大学体育会自動車部 OB 会々則」

(名 称)

第 1 条 本会は明治学院大学体育会自動車部 OB 会と称し、本部を明治学院大学体育会自動車部（以下自動車部と云う）内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と、社会生活の向上発展を計ると共に、自動車部の技術向上、発展に対して、指導し援助する事を目的とする。

(構 成)

第 3 条 本会は、明治学院大学を卒業時に、自動車部の部員であった者にて構成する。(但し上記以外の人でも、役員会の承認を得たものは、この限りにあらず。)

(身 分)

第 4 条 本会は終身会員とする。(但し役員会で不適格者と認められた者はこの限りにあらず。)

(役 員)

第 5 条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 名誉会長 | 1 名 |
| 2. 顧問 | 若干名 |
| 3. 会長 | 1 名 |
| 4. 副会長 | 2 名 |

5. 幹事長 1名

6. 常任幹事（卒業3，4年毎） 若干名

7. 幹事（各年度） 若干名

8. 会計 1名

9. 会計監査 2名

（役員の選出）

第6条 役員は次の方法により選出する。

1. 名誉会長 会長経験者又はOB会総会の総意により選出された人であること。

2. 顧問 役員会の推薦による。

3. 会長 OB会総会の総意により，自動車部創設者，又は長年に亘り本会へ功労のあった人の中より選出する。

4. 副会長 常任幹事の中より選出し会長の承認を得る。

5. 幹事長 常任幹事及，幹事の中より過半数以上の賛成による。

6. 常任幹事 幹事の中より卒業3，4年毎に選出する。

6. 幹事 各卒業年度生の推薦による。

8. 会計 幹事長の任命による。（常任幹事，幹事の中より。）

（書記兼務）

9. 会計監査 会計と同様

（役員の任務）

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 名誉会長 役員会への助言を行なう。

2. 顧問 役員会への助言を行なう。

3. 会 長 本会々務の統括。
4. 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故ありたる時は、その
任務を代行し、OB会運営の責に当る。
5. 幹 事 長 常任幹事会、幹事会の運営の任に当り、会長、
副会長に事故ありたる時は、その任を代行する。
6. 常任幹事 幹事会の上に位置し、幹事長を補佐し、日常業
務の執行の任に当る。
7. 幹 事 幹事長、常任幹事を補佐し、必要ありたる時は
会務執行の任に当る。
8. 会計（書記兼務） 本会の会計経理に当る。
9. 会計監査 本会々計経理監査の任に当る。

（役員会の構成）

第8条 役員会は会長以下で構成し、その召集は会長、副会長又は幹事
長がこれを行う。但し副会長又は幹事長が召集するときは会長の
承認を得る事とする。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

（総 会）

第10条 総会は定例総会と臨時総会とし次の通り開催する。

1. 定例総会 年1回会長の召集により開催する
2. 臨時総会 役員会、常任幹事会、幹事会又は会員の特別要
請があり、会長が必要と認めたる時。

（総会の任務）

第11条 総会は出席者数の過半数をもって次の事項を決議する。

1. 会則の改正（補正）事項
2. 会費及び決算に関する事項

3. 役員、幹事の承認

4. その他会長が必要と認める事項

(常任幹事会) (幹事会)

第12条 幹事長は常任幹事会、幹事会を召集し出席者数の過半数により
次の事項を審議し決議する。

1. 監督、コーチの承認

2. 現役役員の承認

3. 会報及び会員名簿の作成 (但し実務は現役が代行する場合
がある)

4. その他本会の目的に従い必要と認める事項

(経 費)

第13条 本会運営の経費は会費及び寄付金をこれにあてる但し会費につ
いては別にこれを定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(支 部)

第15条 本会は役員会又は総会の承認により、本会と目的を同じくする
支部を地方に設ける事が出来る。

(会費納入)

第16条 会費の納入は卒業後20年間とし、20年間納入後はOBシニアと
し会費納入の責務は負わない。(但しOGの会費納入は卒業後3年
間とする)。

会費細則

1. 年会費は3,000円, OG1,500円とする。

但し会員が夫婦の場合は合計額3,000円とする。

2. 納入方法は振込み制とする。

郵便振替口座 東京 9 - 1 2 1 9 4 4

明治学院大学自動車部OB会

- 附 則 1. 本会則は昭和49年4月1日よりその効力を発生する。
2. 昭和56年7月4日、OB総会で、名誉会長、常任幹事の項目を改正。

編集後記

早いもので、湖北4号を発行して4年が過ぎました。

前回の反省として、近況をたくさん載せたいと思いはがきを同封する予定でおりましたが、今年は全日本学生自動車連盟(以下、学連)の40周年にあたり、記念祝賀会にルール校として20万円の協力を学連の理事会決議により依頼され、OB会費から支出したことにより前回に引き続き振込用紙の裏面になりましたこととお詫びします。

2年後には我が自動車部も40周年を迎えます。現役の試合報告を受け取るたびに幹事会、コーチ会、部員が一丸となって頑張らねばとの思いを新たにさせられます。

今回も発行にあたりましては印刷会社勤務の兼田博光氏にお願いしました。忙しい中を印刷から発行まで、現役との細かい打ち合わせをも含めて快く引き受けて下さったことを感謝します。

最後になりましたが、ご不明の方々のご住所などご存じの方がいらっしゃいましたら下記までご一報下さい。

〒211

川崎市中原区木月住吉町1764

小 幡 季 暁

TEL 044-422-5650

